

平成 18 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名	日立キャピタル株式会社
代表者名	執行役社長 高野 和夫
(コード番号：8586・東証第一部)	
問合せ先	広 報 部 長 宇都宮 啓三 (TEL：03-3503-2118)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本年 6 月 21 日開催予定の定時株主総会に下記の通り定款一部変更について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的の変更

当社および当社子会社を含めた事業の拡大および多様化に対応して、目的の追加等を行うものであります。

(2) 電子公告制度導入に伴う変更

公告の方法について、利便性および周知性の向上を図るため、インターネットを利用した電子公告制度を導入するものであります。

(3) 会社法施行に伴う変更

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(同第 87 号)等が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、

当社は委員会設置会社とし所定の機関を置く旨

当社株式に係る株券を発行する旨

単元未満株式に係る権利等を規定する旨

定時株主総会の基準日および剰余金の配当等の基準日をそれぞれ分けて規定する旨

インターネットにより、当社株主総会の参考書類その他株主総会招集通知に添付すべき書類に記載または表示すべき事項の全部または一部を株主の皆様へ提供する旨

取締役会につき書面または電磁的方法による決議が可能となったことに伴い、当該制度を導入する旨

利益処分による配当にかえて剰余金の配当を行う旨

の所要の変更を行うものであります。

また、会社法で使用する用語あるいは表現等に合わせるべく所要の変更を行うとともに、条数の整理、規定の削除等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成 18 年 6 月 21 日

定款変更の効力発生日：平成 18 年 6 月 21 日

(別紙)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号) (省略)</p> <p>第 2 条 (目的) (省略) (1) ~ (8) (省略) (9) 抵当証券等の保有、管理、<u>売買</u>およびその仲介 (10) ~ (15) (省略) (16) 建築工事および土木工事の請負、施工、設計 ならびに監理 (17) ~ (22) (省略) (新設) (23) ~ (24) (省略)</p> <p>第 3 条 (委員会等設置会社の定め) 当社は、「株式会社の監査等に関する商法の特例 に関する法律」(以下、「商法特例法」という。)第 2 章第 4 節に規定する特例の適用を受ける。</p> <p>第 4 条 (本店の所在地) (省略)</p> <p>第 5 条 (公告の方法) 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p>第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目的) (現行どおり) (1) ~ (8) (現行どおり) (9) 抵当証券等の保有、管理および<u>売買</u> (10) ~ (15) (現行どおり) (16) 建築工事および土木工事の請負、施工、設計、 <u>監理、開発に係わるコンサルティング</u> (17) ~ (22) (現行どおり) <u>(23) 銀行代理業</u> (24) ~ (25) (現行どおり)</p> <p>第 3 条 (機関) 当社は、<u>株主総会</u>および取締役のほか、つぎ の機関をおくものとする。 (1) <u>取締役会</u> (2) <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 4 条 (本店の所在地) (現行どおり)</p> <p>第 5 条 (公告の方法) 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事 故その他やむを得ない事由によって電子公告に よる公告をすることができない場合は、日本経 済新聞に掲載して行う。</u></p>
<p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (会社の発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、270,000,000 株 とする。<u>ただし、株式の消却があった場合には、 これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>第 7 条 (自己株式の取得) <u>当社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定 により、取締役会の決議をもって自己株式を買い 受けることができる。</u></p>	<p>第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、270,000,000 株と する。</p> <p>(削除)</p>

<p>(新設)</p> <p>第8条(1単元の株式の数等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、100株をもって株式の1単元とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下、「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 3. 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その所有する単元未満株式の数と併せて1単元の株式となるべき数の株式を売渡すことを当社に請求することができる。 <p>(新設)</p> <p>第9条(名義書換代理人)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、株式につき名義書換代理人をおく。 2. 当社の株主名簿、実質株主名簿および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備えおく。 3. <u>第1項の名義書換代理人は、名義書換その他株式に関する事務を代行する。</u> 4. <u>前各項の規定は社債に準用する。</u> <p>第10条(株式取扱規則)</p> <p>当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主からの届出、株券の再発行その他株式に関する取扱いについては、法令または本定款に定めるもののほか、株式取扱規則による。</p>	<p><u>第7条(株券の発行)</u></p> <p>当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、100株をもって株式の<u>単元株式数</u>とする。 2. 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式</u>に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。 3. 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その所有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式</u>を売渡すことを当社に請求することができる。 4. 当社の株主は、その所有する単元未満株式についてつぎに掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>前項に掲げる請求権</u> <p>第9条(株主名簿管理人)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、株主名簿管理人をおく。 2. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。) <u>新株予約権原簿</u>および株券喪失登録簿は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備えおく。 3. 当社の株主名簿、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、<u>第1項の株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> <p>(削除)</p> <p>第10条(株式取扱規則)</p> <p>当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、株式取扱規則による。</p>
---	---

<p><u>第 11 条（基準日）</u></p> <p>1. <u>当社は毎決算期現在の株主をもって、その期の定時株主総会で株主の権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>2. <u>前項のほかその必要を認めたときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日時現在の株主または質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者とみなすことができる。</u></p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p>（新設）</p> <p>第 12 条（招集）</p> <p>1. 定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 ヶ月以内に、臨時株主総会は、臨時必要があるときに、取締役会の決議にもとづいて、<u>執行役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>2. <u>執行役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の執行役</u>がこれにあたる。</p> <p>第 13 条（議長） （省略）</p> <p>第 14 条（議決権の代理行使）</p> <p>1. 株主またはその法定代理人は、<u>代理人</u>をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。</p> <p>2.（省略）</p> <p>第 15 条（決議方法）</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合をのぞき、<u>出席株主の議決権の過半数</u>でこれを行う。</p> <p>2. <u>商法第 343 条に定める株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもってこれを行う。</u></p>	<p>（削除）</p> <p>第 3 章 株 主 総 会</p> <p><u>第 11 条（定時株主総会の基準日）</u> <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>第 12 条（招集）</p> <p>1. 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に、臨時株主総会は、臨時必要があるときに、取締役会の決議にもとづいて、<u>取締役</u>がこれを招集する。</p> <p>2. <u>株主総会の招集は、取締役会であらかじめ定めた順序に従い取締役</u>がこれにあたる。</p> <p>第 13 条（議長） （現行どおり）</p> <p>第 14 条（議決権の代理行使）</p> <p>1. 株主またはその法定代理人は、<u>他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。</u>ただし、代理人は当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。</p> <p>2.（現行どおり）</p> <p>第 15 条（決議方法）</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合をのぞき、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもってこれを行う。</p> <p>2. <u>会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもってこれを行う。</u></p>
---	--

<p>(新設)</p> <p>第 16 条 (議事録) 株主総会の議事については、<u>議事録を作り、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および執行役がこれに記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>第 4 章 取締役、取締役会および委員会</p> <p>第 17 条 (取締役の員数) (省略)</p> <p>第 18 条 (取締役の選任) 1. <u>取締役の選任は株主総会で行い、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が総会に出席することを要する。</u> 2. (省略)</p> <p>第 19 条 (取締役の任期) <u>取締役の任期は、就任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。ただし、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>第 20 条 (取締役会長) (省略)</p> <p>第 21 条 (取締役会の招集) (省略)</p> <p>第 22 条 (取締役の責任免除) 1. <u>当社は、取締役会の決議をもって、商法特例法第 21 条の 17 第 1 項の規定による取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u></p>	<p>第 16 条 (参考書類等のインターネット開示) <u>当社は、株主総会の招集の通知に際し、株主総会参考書類、計算書類、事業報告および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第 17 条 (議事録) <u>株主総会の議事録は、会社法第 318 条第 1 項に定めるところに従い作成する。</u></p> <p>第 4 章 取締役、取締役会および委員会</p> <p>第 18 条 (取締役の員数) (現行どおり)</p> <p>第 19 条 (取締役の選任) 1. <u>取締役の選任は株主総会で行い、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数でこれを行う。</u> 2. (現行どおり)</p> <p>第 20 条 (取締役の任期) <u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>第 21 条 (取締役会長) (現行どおり)</p> <p>第 22 条 (取締役会の招集) (現行どおり)</p> <p>第 23 条 (取締役の責任免除) 1. <u>当社は、取締役会の決議をもって、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役 (取締役であった者を含む) の損害賠償責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u></p>
---	---

<p>2. 当社は、社外取締役との間で、<u>その取締役の商法特例法第 21 条の 17 第 1 項の規定による責任につき、同条第 5 項が準用する商法第 266 条第 19 項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第 23 条（取締役会規則） （省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第 24 条（委員会）</p> <p><u>1. 当社に、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおく。</u></p> <p><u>2. 前項の各委員会に関する事項については、法令、定款または取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める規則による。</u></p> <p>第 5 章 執行役</p> <p>第 25 条（執行役の員数） （省略）</p> <p>第 26 条（執行役の任期）</p> <p><u>執行役の任期は、就任後 1 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結後、最初に開催される取締役会の終結の時に終了する。ただし、他の執行役在任中新たに就任した執行役の任期は、他の現任執行役の残任期間とする。</u></p> <p>第 27 条（代表執行役）</p> <p><u>代表執行役は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>第 28 条（執行役社長）</p> <p><u>取締役会の決議をもって、執行役社長 1 名を定める。ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。</u></p>	<p>2. 当社は、社外取締役との間で、<u>会社法第 423 条第 1 項の社外取締役（社外取締役であった者を含む）の損害賠償責任につき、同法第 427 条第 1 項の規定により、同項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第 24 条（取締役会規則） （現行どおり）</p> <p>第 25 条（取締役会の決議）</p> <p><u>1. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、会社法第 370 条の要件を充たした場合は、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 26 条（委員会の規則）</p> <p><u>第 3 条第 1 項第 2 号に定める委員会に関する事項については、法令、定款または取締役会において定めるもののほか、各委員会規則による。</u></p> <p>第 5 章 執行役</p> <p>第 27 条（執行役の員数） （現行どおり）</p> <p>第 28 条（執行役の任期）</p> <p><u>執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結後、最初に開催される取締役会の終結の時までとする。ただし、他の執行役在任中新たに就任した執行役の任期は、他の現任執行役の残任期間とする。</u></p> <p>第 29 条（代表執行役）</p> <p><u>代表執行役は、取締役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>第 30 条（執行役社長）</p> <p><u>取締役会の決議をもって、執行役社長 1 名を選定する。ただし、執行役社長は代表執行役でなければならない。</u></p>
---	--

<p>第 29 条（執行役の責任免除） <u>当社は、取締役会の決議をもって、商法特例法第 21 条の 17 第 1 項の規定による執行役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 30 条（決算期） <u>当社の決算期は、年 1 回 3 月末日とする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第 31 条（利益配当） 1. <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主または登録質権者に対し支払う。</u> 2. <u>前項の配当金が、その支払開始の日から満 3 年以内に受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第 32 条（中間配当） 1. <u>当社は、毎年 9 月末日現在の株主または登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配をすることができる。</u> 2. <u>前条第 2 項の規定は、前項の金銭の分配に準用する。</u></p> <p>（新設）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>第 31 条（執行役の責任免除） <u>当社は、取締役会の決議をもって、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の執行役（執行役であった者を含む）の損害賠償責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 32 条（事業年度） <u>当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</u></p> <p>第 33 条（剰余金の配当等の決定機関） <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>第 34 条（剰余金の配当の基準日） 1. <u>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</u> 2. <u>当社は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。</u> 3. <u>前 2 項のほか、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>（削除）</p> <p>第 35 条（配当金の除斥期間） <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
--	--

以 上